

で280万9,000円の増額でございます。

12ページにお進みください。10款は、3項1目で、中学校部活動指導員配置事業で113万7,000円の増額。4項5目では、文化財保存活用地域計画策定事業で219万5,000円の減額でございます。

以上が令和6年度長井市一般会計補正予算第2号の概要でございます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度長井市一般会計補正予算案に関する総括質疑

○渡部秀樹委員長 概要の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次御指名いたします。

勝見英一朗委員の総括質疑

○渡部秀樹委員長 順位1番、議席番号3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 最初に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、008カーボンニュートラル推進事業9,137万円について総合政策課長に伺います。

近年の異常気象は地球温暖化の結果であり、全世界的にゼロカーボン社会に向け様々な取組が行われていることは、環境に負荷をかけてきた人類の責務と思います。政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すとしたことも意義あることで、本市がカーボンニュートラル推進事業に取り組むことも大切なことだと考えてお

ります。

その上で、総合政策課長にお尋ねいたしますが、この事業導入の目的は、地球的規模の課題だけでなく、本市の課題も踏まえてのことと考えますので、これに取り組む必要性がどこにあったのか、電気料金の高騰を見据えてなのか、あるいは以前からバイオガス発電導入を企図していたのかなど、背景を教えてくださいと思います。

○渡部秀樹委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 カーボンニュートラル推進事業は、地域の脱炭素化を目指し、環境省による支援が認められた事業計画に基づき実施するものです。

議員御案内のとおり、今、地球規模で問題となっている危機的気候変動を抑制するためには、その要因であるCO₂などの温室効果ガスを削減する取組が必要です。地球温暖化対策の推進に関する法律において、市町村は温室効果ガス排出抑制のため計画的な施策を実施するよう努め、その実行計画の中に、区域に適した再生可能エネルギーの利用や、温室効果ガスの利用がより少ない製品等の利用の促進について定めることとされています。

こうした背景を踏まえ、本市では、今年度から10年間の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、長井市を一つの区域として、2030年度までに2013年度との比較で温室効果ガスを半分に減らす、2030年カーボンハーフを目標に掲げました。カーボンニュートラル推進事業は、まさにそれを実践するためのスタートダッシュに位置づけているもので、地域課題の解決にも貢献することを念頭に地域脱炭素の基盤を整備していこうとするものです。

計画期間内に予定する主な事業といたしましては、市民及び事業者に対する再エネ・省エネ設備の導入補助のほか、市が主体となって実施するPPA事業、バイオガス発電設備導入事業

などがあります。こうした取組によってCO₂の削減はもちろん、委員からありましたとおり、再生エネルギーの活用による電気料金の低減にもつながるものと考えております。

バイオガス発電設備の導入に関しましては、以前から現在のレインボープランを持続可能な取組として次世代につなぐため、導入を検討していたものでございます。生ごみの減少やコンポストセンターの老朽化など、多くの課題が山積する中、令和3年には有識者による評価検討委員会が立ち上げられ、レインボープランの目指すべき方向性について様々な立場、視点から御議論をいただきました。その結果、レインボープランは市の財産であり、未来へ引き継ぐべきものであるが、今後は持続可能な開発目標、SDGsを踏まえ、必ずしも現行のシステムにこだわらず、環境と経済の両立に配慮し、次世代を見据えた新しい取組へと方針転換する必要があるという趣旨の提言書をいただいたことは、委員も御承知のとおりです。

また、同じ頃、本市地球温暖化対策実行計画の基礎とするため、市が環境省補助の活用をして実施した再生可能エネルギー導入検討調査において、バイオガス発電事業はレインボープランで培われた生ごみ回収システムや発電の過程で発生する液肥などを活用することで、有望な再生可能エネルギー導入のモデルとなり得るとの評価を得ました。

バイオガス発電設備の導入は、このような経緯を踏まえ、レインボープランを多様な地域課題を解決する新しい循環システムとして未来につなぐため、検討を進めているものでございます。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 以前にも令和3年度の長井市再生可能エネルギー導入検討業務の調査報告書がありましたけれども、その中でも太陽光発電をはじめ水力発電、そしてバイオマスに

についても記載されておりました。そうした経過の中でのことと理解いたしましたので、今の1点目の質問をさせていただきました。

次に、取組内容として、個人または事業者の取組7項目と公共分野での取組2項目があるうち、公共分野でのバイオガス発電設備の導入について伺います。

事業費3億6,000万円、1億6,000万円の交付金を見込んでいますから、残りは起債で対応するものと思いますが、その施設規模はどの程度のものなのでしょうか。発電量25キロワットという随分低い数字に見えますので、どの程度の施設を考えておられるか、施設概要を教えてください。

○渡部秀樹委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 導入を予定しております発電設備は、生ごみなどの原料を微生物が分解したときに発生するメタンガスを燃料に発電する仕組みです。

昨年度実施した導入可能性調査によれば、収集可能な原料の量は、家庭の生ごみで1日約1.1トン、事業所の食品残渣で1日約0.8トン、合計で1日当たり約1.9トンと試算されております。将来的に回収可能な原料が増える可能性も考慮し、1日約2トンから3トン程度までの処理が可能な設備を想定しており、発電規模は、委員からもございましたように、最大で25キロワットを見込んでおります。

主な設備としましては、原料を細かくする前処理設備、その粉碎した原料に水分を加える原料槽、メタンガスを発生させ一時的にガスをためるメタン発酵槽、ガスを燃焼させて発電する発電機、発電残渣である消化液をためる貯留槽などが想定され、これら関連する複数の設備を現在のコンポストセンターの敷地内約600平米のスペースに配置をする計画です。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 3点目なんですが、資

料として配付されましたバイオガス発電の施設の導入可能性調査に、バイオガス化施設は運用開始から13年後にコンポストセンターの累積費用を下回ると記されております。一般には、設備投資に要した費用は何年後に回収でき、その後は収益が見込まれるというようなニュアンスで使われると思うのですが、この表現はそれとも違うようで、コンポストセンターの累積費用を下回るとはどのような意味なのか、御説明いただきたいと思っております。

あわせて、売電または節電効果による収益の見込み、液肥売却による収益見込み、施設の運転経費、減価償却と修繕のための内部留保など、どのように見込んで年度ごとの試算をされたのか、少々細かくなりますがお示しいただければと思っております。

○渡部秀樹委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 この調査は、現在のコンポストセンターの過去の実績に基づき推計した維持管理経費と、バイオガス発電設備の建設費及び維持管理経費をそれぞれの収支見込みにより比較したものです。ただ、実際には、仮にコンポストセンターをこのまま使い続けるとしたならば、当然のことながら大規模改修や建て替えに伴う莫大な費用が想定されるべきで、あまり現実的な比較とは言えませんので、あくまで参考程度のデータとして捉えていることを前提に御説明をさせていただきたいと思っております。

バイオガス化施設は運用開始から13年後にコンポストセンターの累積費用を下回るという文言の意味は、バイオガス発電設備を導入すれば、収入で賄える分を除く維持管理経費が現在の運用の約半分に抑えられるという見込みに基づき、整備初年度に発電設備の建設費と維持管理経費の合算額、以降、発電設備の維持管理経費のみ積み上げていった場合に、その累計額がコンポストセンターの維持管理経費の累計額を13年目で逆転し下回るという意味で、少し分かりにく

い表現でもありますが、そのように捉えていただければと思います。

続いて、その算定方法ですが、初めに収入については、現在の施設ではコンポスト販売収入や畜ふんの処理手数料などの収入を直近約10年間の実績の平均値で計上をしています。

バイオガス発電設備においては、発電収入は想定しておらず、また、液肥売却による収益についても検討段階につき見込んでおりませんので、事業系の食品残渣の処理手数料のみを計上しています。

また、生ごみを焼却処分しないことによる置賜広域行政事務組合の分担金の軽減分について、コンポストセンターは家庭の生ごみ分のみ、発電設備はそれに加え、事業所の食品残渣分を加味して計算しています。

支出については、主に施設の管理運營業務委託料、収集運搬経費、光熱水費、修繕費などを計上しており、コンポストセンターについては直近約10年間の実績値、バイオガス発電設備については約20年間の推計値の平均で積み上げています。

なお、光熱費のうち電気料金については、現在の運営の約3分の1程度に抑えられる見込みとなっております。

なお、御質問の調査結果につきましては、繰り返しになりますが、あくまでバイオガス発電設備を導入することによる費用負担の軽減を示す参考データとして捉えているものですので、御承知をいただければと思います。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 概要としてお話しいただきましたけれども、もう細部にわたって積み上げた数字ということで理解いたしました。

先ほど申し上げた令和3年度間のこの調査報告書概要版でも、これはバイオガス発電という表現ですけれども、その中で事業の採算が2つのケースで大体27年から32年と表記されており

ましたので、それと違うところもありましたので、今積算についてお尋ねいたしました。

次に、4点目なのですが、導入可能性調査では、液肥を水田に使用する場合、施肥時期は春の3カ月程度で、残りの期間は貯留槽にて保管するとしております。ということは、バイオガス施設が稼働するときには、貯留施設も完成していなければならないわけで、概要版ではその事業費として農林水産省のみどりの食料システム戦略推進交付金を見込むとしているようです。事業費は二、三億円、交付率は2分の1ということですから、残りは起債で充当することになるんでしょうが、貯留槽設備について、交付金の見込みなど、どのようにお考えか、お聞かせください。

○渡部秀樹委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 初めに、この貯留槽の必要性についてまず御説明をさせていただきたいと思います。

今回の導入可能性調査では、生ごみ等をメタン発酵の原料として用いるためには1.5倍に希釈する必要があるとされ、また、その発電残渣、つまり液肥ですけれども、成分分析の結果、水稻栽培に適しているという可能性が示されました。

このことから、年間の散布期間を水稻の施肥期間である春の3カ月間とし、残り9カ月分については貯留槽に保管することを想定しているものです。1日約2トンの原料を1.5倍に希釈した場合、精製される液肥は1日約3トン、年間では約1,095トンになりますが、これは水稻の作付面積27.4ヘクタールにおける使用料となり、令和4年度の本市水稻作付面積が1,670ヘクタールであることを踏まえると、利用者の確保ができれば有効に活用できる量と考えているところです。

委員御案内のとおり、このような形で液肥を活用するとすれば、貯留槽は施設の運用開始時

期に合わせて整備する必要があります。貯留槽の整備費用はあくまで現時点での概算ですが、約1億円と見ており、財源としては農林水産省のみどりの食料システム戦略推進交付金5,000万円を見込んでいるところです。

交付金の申請につきましては、所管する農林課において情報収集を行いながら、令和7年度当初予算に合わせて対応すべく準備を進めているところです。

このたび環境省に認められた事業計画においては、施策連携として貯留槽の設備に農林水産省の交付金を想定している旨も併せて明記しており、そうした事業全体の内容を評価した上で採択いただいたものと認識しております。

現段階で交付金の採択について確実なことは申し上げられませんが、農林水産省交付金についても採択いただけるよう、事前の調整なども今後しっかり行ってまいりたいと考えております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 了解いたしました。

5番目の質問に入ります。

その液肥ですが、これを水田に使用する場合、農家または農業法人は運搬のための設備と散布車を新たに導入することになります。その事業費にも交付金を見込むようですが、それでも農家または農業法人が所有する場合は2分の1が自己資金となります。その負担は相当重いと思うのですが、併用できる補助メニューなどは考えておられるでしょうか。運搬車、散布車を市が所有して貸し出す方法もあるとは思いますが、ちょっと考えにくい。液肥を水田で利用してもらうための農家・農業法人の負担をどのようにお考えか、お聞かせください。

○渡部秀樹委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 液肥の散布体制につきましては、例えばその利用希望者が新たに散布組合等を設立し、市が必要な補助を行う仕組み

や、また、既存の組織、法人等に対し、市が散布業務を委託する方法など、現在あらゆる可能性を視野に検討をしている状況です。

また、液肥散布車等の整備に必要な財源として、委員御案内のとおり、農林水産省のみどりの食料システム戦略推進交付金の活用を予定しておりますが、市が整備して組合や法人等に貸し出す、または事業実施主体として農業法人などの団体が整備するなど、こちらも様々な選択肢がございます。

再生可能エネルギーの副産物として精製される液肥は、調査の結果、肥料としての有効成分が確認され、希望する方には無償で提供させていただく計画です。

農家や関係団体の皆様からもこれから御意見を頂戴しながら、御利用いただく方にとって負担ではなくメリットを感じていただけるような効果的な活用・運用方法について今後検討してまいりたいと考えているところです。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、6番目です。バイオガス発電施設で発電した電気は、10キロワットを自家消費するとしておりますが、残りはどのように消費するのか、伺います。

売電というよりは、公共的な使用が望まれますが、そのためには送電の手法が必要で、不効率になります。大きくない電力ですので、これをどう有効に利用するのか、概要版では発電施設を利用して農福連携をイメージされてるようですが、どのように進めるお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

障がいのある方の大きな課題は、就労をどう広げるかで、これは事業者の理解と事業者に対する手厚い補助制度がないと難しいと感じてきました。そこに本市が先駆的に取り組めたら、本市の共生の理念を象徴する事業になると思

います。ここではまだイメージ図として載せられているだけですが、ぜひ進めていただきたいことですので、現段階でのお考えをお聞かせください。

○渡部秀樹委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 冒頭でも申し上げましたとおり、このたびの事業は環境省から認定いただいた事業計画に基づき実施するものです。

その計画の一環として想定しているのが、バイオガス発電設備の余剰エネルギーを活用したハウス型園芸施設における新たな循環システムの構築です。ハウス型園芸施設は、バイオガス発電設備建設予定地の近くに設置をし、余剰電力のほか、発電の過程で発生する余熱も効率的に活用したいと考えております。

農福連携の取組は、こうした設備を、例えば農作業の体験の場として新規就農者や障がいのある方に御利用いただくことで、雇用の創出、生きがいに貢献できるのではないかと考えているものです。

園芸施設には、さらに農作業の効率化、省力化にもつながる普及型の農業技術を導入し、スマート農業の実証実験の場として活用することも想定しています。実証を踏まえた効果的な技術の導入により、地域農業の省力化と人材不足という2つの課題解決につなげたい考えです。

委員からもございましたとおり、障がいのある方など、就業の確保に課題を抱える方が農業分野で活躍し、自信や生きがいを持って社会参画をし、実現していく農福連携の取組は、特に担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

福祉作業所など関係団体の皆様の御支援や御協力もいただきながら、エネルギーと農業技術と人材の新たな循環システムを通して、カーボンニュートラルはもちろん、長井市が目指すダイバーシティ、誰一人取り残さないインクルー

シブなまちづくりの実現にもつながっていくよう、検討を進めてまいりたいと考えているところです。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 この点については、特に就労の件で先ほど申し上げましたけれども、今年4月に改正、障害者差別解消法の施行がありました。ここでは事業者が合理的な配慮をするという、これは義務に変わったところなんです。ただ、障がい者が雇用されていなければこうした事業者による合理的な配慮というのはないわけですので、そこに何とか一歩進められればと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

この項目での質問の最後ですが、もう一点、RE100給食についてお尋ねいたします。

環境省が言うRE100は、企業自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うこととされており、RE100給食を文字どおり理解すれば、給食共同調理場の電力を100%再エネで賄うということになります。ここではまだ検討段階ではありますが、どのような構想なのでしょう。カーボンニュートラル推進事業で取り組む公共分野の一つに太陽光発電設備（PPA）がありますので、RE100給食と関連するのでしょうか、その辺りの御説明をお願いいたします。

○渡部秀樹委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長（仮称）RE100給食は、学校給食共同調理場で使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを想定したものです。その再生可能エネルギーの供給方法として予定しているのがPPA事業による太陽光発電設備の導入です。

具体的には、新電力会社などのPPA事業者が太陽光パネルの施工から管理運営までの一切を行い、市はそこから発電する電気を一定期間買い取るという電気供給契約を締結するもので、

太陽光パネルは調理場の東側、約5,000平米の敷地に設置することを予定しております。

発電の規模は300キロワットを想定しており、このような取組によってCO₂削減はもちろん、給食に新しい付加価値を創出し、未来を担う子供たちへの環境教育にも波及させたいと考えているものでございます。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 1項目めの質問は、私からの質問は以上です。

2項目めの質問に入ります。

10款教育費、4項社会教育費、5目芸術文化費、012文化財保存活用地域計画策定事業219万5,000円の減額について、観光文化交流課長に伺います。

まず、地域計画において保存活用する対象ですが、文化財保護法に定める文化財のほか、文化的所産も広く対象とするとしております。また、関連文化財群という対象も含まれております。

文化財保護法でいう文化財だけでも、有形文化財、無形文化財のほかに、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群と、対象は相当広範囲に及んでいるのですが、それ以上に地域に残る伝習や慣習まで範囲を広げた場合、あれもこれもとならないのかという危惧を持ちますので、地域計画で対象としたい「文化財」の範囲をどのようにお考えか、お尋ねいたします。

また、それら広範囲に対象が広がった場合、後世に残すべき「文化財」であることをどのように判定されるのか、その手順、あるいは基準づくりをどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

なお、文化財という文言の表記について、有形無形文化財や未指定文化財など、文化財と書いてよいのかどうか分かりかねましたので、かぎ括弧をつけて「文化財」と表記いたしました。

それでは、課長、よろしく申し上げます。

○渡部秀樹委員長 渋谷和志観光文化交流課長。

○渋谷和志観光文化交流課長 長井市文化財保存活用地域計画において、対象とする文化財の範囲については、本市の国、県、市の指定等文化財100件と、このたびの長井市史編さん事業で収集しました史料等から抽出した未指定の文化財1,267件の中から絞り込んで設定する予定としております。

それ以外にも、市内には必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとっては重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産というものも存在しますので、ワークショップの開催やアンケート調査などを基に、総合的に文化財の所在、内容、特徴等を把握いたしまして、文化的価値の検討を行った上で設定したいと考えております。

なお、現在、指定等文化財について、指定基準はございますが、未指定の文化財や関連文化財群についての設定基準はまだございませんので、今後長井市文化財保存活用地域計画協議会や長井市文化財審議会の意見等を踏まえて検討してまいります。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 続けて、もう一点、お尋ねいたします。

現在でも文化財の保存場所や適切な環境維持、展示の在り方は課題となっております。この計画の基で一層広範囲の有形、無形の資源が継承されるべき「文化財」と認定された場合、それらの保管や修理など、もっと広範囲に手当てをしなければならないこととなります。

3月定例会で課長は、例えば黒獅子などは継承事業であれば国の補助が見込めると話されましたが、そうした国の補助事業採択をどのように考えておられるか。また、例えば地域に伝承されてきた風習を残していくためには、地域の理解が不可欠になりますが、この地域計画の理念をどのように市民に浸透させていかれるのか。

本市の様々な計画は担当課において承知されていれば問題ないのですが、このたびの保存活用計画は市民に浸透しなければ意味をなさないものですので、そのための方策をどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○渡部秀樹委員長 渋谷和志観光文化交流課長。

○渋谷和志観光文化交流課長 3月定例会でも答弁させていただきましたが、現在の国、県の補助事業は、継承者の人材育成や普及啓発活動などの用途や事業主体が限られ、地域計画で対象とする文化財や文化的所産の保存活用ができる補助事業が少ない状況ですので、この地域計画の作成後は、まずは活用できる国、県等の補助事業に申請し、採択していただけるよう努めてまいります。

なお、今後、文化財の所有者や保存継承団体等に財政支援できるよう、文化庁のほうに補助事業の拡大を要望してまいりたいと考えております。

長井市文化財保存活用地域計画における理念、長井の文化財は、未来に伝える地域の宝であり、確実に次世代に継承するというところでございます。市民一人一人に各地域の文化財や文化的所産の存在に気づいていただき、その本質的価値や魅力を理解していただき、地域にとってはなくてはならないもの、後世に残すべきものという共通理解を持っていただくことによりまして、地域一体となった継承への機運が高まり、地域住民による保存、活用の取組が積極的に行われ、ひいては地域社会総がかりで文化財の適切な保存、活用ができるような計画にしてまいりたいと考えております。

当然のことながら、文化財と保存、活用には所有者や地域住民の理解と協力が不可欠ですので、市報等による情報発信や今取り組んでおりますデジタル技術の活用による普及啓発など、積極的に推進するとともに、地区説明会などを開催するなどして周知を図ってまいります。

また、改正文化財保護法の規定によりまして、文化財の保存・維持に係る管理の問題を解決するため、文化財保存活用支援団体として市町村が文化財の保存活用を一緒に行う民間団体とパートナーシップを結ぶようになりましたので、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組むことができるよう、本市でも支援団体を指定し、連携してこの地域計画の理念や施策が市民の皆様に浸透していけるよう、努めてまいりたいと考えております。

○渡部秀樹委員長 3番、勝見英一朗委員。

○3番 勝見英一朗委員 地域にいろんなものが残っておりますので、それが指定されることは地域にとっても誇りになっていくと思います。ただ、そのためには担当課のほうはなかなか大変な作業がこれから続いていくのかなと思いますので、ぜひ御努力いただきたいと思います。

今回の補正予算に関して気になったといいですか、質問したい点が2つ大きくありましたので、質問させていただきました。

以上で私からの質問を終わります。

浅野敏明委員の総括質疑

○渡部秀樹委員長 次に、順位2番、議席番号11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 おはようございます。共創長井の浅野敏明でございます。

4款1項3目、008カーボンニュートラル推進事業について質問いたします。

これまでも再生可能エネルギーの推進、コンパクトシティの推進と、より安心して暮らせる持続可能な社会を目指す取組を推進する立場で質問や政策提言を行ってきました。

一昨年5月には、本市がSDGs未来都市に選定になりました。いよいよサステナブルな政策にかじを切ったことで、先駆的な取組に期待をしているところです。

昨年6月の一般質問では、バイオガス地産地消の推進として、現在分別収集されている生ごみなどにより、地域内で使用可能な再生可能エネルギーによって発電する施設を整備すること、さらには発電の過程で精製される液肥を肥料として地元の農産物に活用することで、これまでの取組を一步前進させ、新たな循環を生み出すシステムを構築検討中であること、そのため、令和5年度にバイオガス発電設備導入可能性調査を実施するとの説明を受けました。さきの総務常任委員会協議会において、バイオガス発電設備実施設計業務委託料2,057万円の補正予算について説明がありました。

令和5年度に実施した可能性調査結果に基づき、この補正予算が計上されたものと思いますが、総務常任委員会協議会の後に業務報告書の概要資料が提供されたこともあり、関連質問として予算総括質疑において質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、令和5年度に実施したバイオガス発電設備導入可能性調査業務の発注方法と契約内容について、総合政策課長にお伺いいたします。

○渡部秀樹委員長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 バイオガス発電設備導入可能性調査業務の発注につきましては、公募型プロポーザル方式により、応募のあった4者から選定した株式会社ビオストックとの委託契約により実施いたしました。

業務期間は、令和5年7月31日から今年3月15日までで、主な契約内容としましては、バイオガス発電設備の導入検討に必要な調査、具体的には原料賦存料等調査、メタン発酵原料の成分分析、消化液液肥利活用方法の検討、施設建設及び運用コスト試算、余剰エネルギー利活用